

昭和29年7月28日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第52号

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）  
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

## 選管告示

目  
次

鳥取県海区漁業調整委員会委員選挙の期日  
右選挙における選挙長等選任  
右選挙における投票用紙の様式等

## 選挙管理委員会告示

### 鳥取県選挙管理委員会告示第十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十四条において準用する公職選挙法第三十四条第一項の規定に基き鳥取海区漁業調整委員会の委員の選挙を昭和二十九年八月十二日に執行する。

なお選挙すべき委員の数は七人である。

職名	住所	氏名
選挙長	鳥取市賀露町一、五〇九	浜口虎太郎
選挙長職務代理人	東伯郡赤崎町大字赤崎二	岩崎秀雄

○八

二 選挙長の職務を執行する場所

鳥取市東町九八 鳥取県選挙管理委員会事務局内

## 鳥取県選挙管理委員会告示第十四号

昭和二十九年八月十二日執行の鳥取海区漁業調整委員会

00052

昭和29年7月23日 金曜日 鳥取県公報(号外)第52号 2

の委員の選挙投票用紙の様式及び仮投票用封筒、不在者投票用封筒におすべき印をそれぞれ次のとおり定める。

二 仮投票用封筒及び不在者投票用封筒におすべき印は、当該市町村の選挙管理委員会の印とする。

昭和二十九年七月二十三日

鳥取県選挙管理委員会委員長 上根政幸

投票用紙様式

注 意  
一、こうほしやしめいほうじんばあいめいしようらん  
ないひとりかは欄  
内に一人書くこと。

二、こうほしやものしめいほうじんばあいめいしよう  
かふす者でない者の氏名（法人の場合は名称）

は書かないこと。

鳥取海区漁業調整委員会委員選挙投票

(市)町)村

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

發行日火、  
金

發印刷所行鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
所行鳥取縣鳥取市東町  
鳥取縣鳥取市東町  
所行鳥取縣鳥取市東町